

# 一般社団法人京都子どもの音楽教室 授業料等に関する規程

(令和 3 年 5 月 24 日 理事会決定)

(令和 4 年 3 月 19 日 一部改正)

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都子どもの音楽教室の授業料、入室金等については、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額と納入期限)

第2条 授業料、入室金、受験料の額と納入期限は別表のとおりとする。

(中途入室、退室に係る授業料)

第3条 理事会が認める理由により期中の途中において入室、退室した者は、それぞれ当該期における授業料を納入しなければならない。

(休室生等に係る授業料)

第4条 期の全期間を休室した者については、当該期の休室料を徴収する。

2 理事会が認める理由により期中の途中において休室または復室した者は、それぞれ当該期における授業料を納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第5条 既納の授業料、入室金、受験料は還付しない。ただし、理事会が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(授業料の未納者に対する措置)

第6条 理事会は、授業料等を納入期限までに納めない者に対し、除籍をすることができる。

(授業料に係る債権の放棄)

第7条 理事会は、授業料回収の可能性がないと判断した場合には、当該債権を放棄することができる。

2 第1項の規程にかかわらず、理事会は、除籍となった者の授業料に係る債権を放棄することができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 19 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		金 額		納入期限 (預金口座引落日)
授業料	基本クラス (年中～)	前期及び 後期の各期	76,500 円	前期分 4月20日
	ASクラス (中3のみ)		81,500 円	
	SSクラス (高3のみ)		107,000 円	後期分 10月20日
	年少リトミッククラス		31,000 円	
	単科受講		41,000 円	
	休室料 (休室生のみ)		1,100 円	別途指定する日
	オンラインコース		52,500 円	
	選択科目授業料 作曲	前期及び 後期の各期	13,000 円	前期分 5月20日
	〃 鑑賞		13,000 円	
	〃 B選択リトミック		13,000 円	後期分 11月20日
	〃 A選択リトミック		8,000 円	
	〃 合奏準備		25,500 円	
	AS及びSSクラス 追加科目受講料 (合奏又は合唱)		8,000 円	
	入室金	入室金	30,000 円	入室手続きに記載する日
受験料	適性検査受験料	5,000 円	適性検査実施日	

注1 授業料は届け出る金融機関預貯金口座からの引き落としとする。ただし、新入生は、初回のみ音楽教室の金融機関預貯金口座への振り込みとする。

注2 納入期限日が土日祝にあたる場合は、次の金融機関営業日を期限とする。

注3 兄弟姉妹が二人以上在室する家庭については、一人が基本クラス又はASクラスを受講、二人目以降が基本クラスを受講する場合に限り、二人目以降の基本クラスの会費を10%免除する。

注4 春期、夏期、冬期講習はコースの内容により授業料の金額が異なるため、開講決定時に金額と納入期限を通知する。

注5 前期は4月から10月第1土曜日まで、後期は10月第2土曜日から翌年3月末までとするが、変更がある場合は年間予定表に表記する。